

# 般 問

## 特定外来生物ナガエツルノ ゲイトウ駆除対策は



なかしま むねはる  
中島 宗昭 議員



### 答

迅速な対応に備える

### 問

地球上で最悪の侵略生物と呼ばれているナガエツルノゲイトウが本町においても4〜5年前より発生が見受けられるが、町は調査と駆除対策をどのように考えているのか。

### 建設 水道 課長

一部の地域での発生は確認している。現時点では町内全域の調査には至っていない。状況については情報収集を行い、必要に応じて迅速な対応がとれるよう備えていく。

### 問

他県の駆除状況を見ると膨大な費用を要している。そのようになる前に早期発見、早期駆除に努められなかったのか。また、重機や薬剤等による対策は検討されているのか。

### 建設 水道 課長

筑後地域クリーク雑草対策協議会の中で特定外来生物の特性や駆除方法に関する学習会を現地で行っている。駆除対応については、区長より要望、苦情があった場合は人、及び重機での駆除、または除草剤

### 問

等での駆除も視野に入れながら駆除方法を見出していく。特に繁茂状況のひどいところは第一次構造改善地域である。住民協力による駆除対応を考えるのであれば、護岸の整備も急がれるが。

### 建設 水道 課長

県営農村総合整備事業の計画路線であることから工法の選定について関係機関、及び専門家と協議中であり、工法が固まり次第適切な対応を進めていく。



### 問

道路舗装整備改修に農道は含まれているか。

道路舗装整備改修において、自治総計画によると、指標として道路補修、舗装補修延長を毎年2キロメートルと位置づけてあるが、住民からの要望の総延長は何キロメートル程か。また、その中には農道は含まれているのか。

### 建設 水道 課長

寄せられた要望件数は350件ほど。内容としては、舗装新設が73件。舗装補修が144件で残りについては側溝新設、砂利散布、交通安全施設設置等となっている。舗装新設要望については農道も含まれる。また舗装新設要望の砂利道は、約81キロメートルとなっている。

### 問

毎年度の舗装補修の実績は。

### 建設 水道 課長

令和4年度8か所・1キロメートル。令和5年度8か所・1.5キロメートル。令和6年度は8か所・1.8キロメートルの実施を積み上げている。

### 問

農道と生活道の優先順位と整備基準は。

### 建設 水道 課長

整備基準は要望路線を現地踏査し、次年度以降の予算編成に計上しているが、どうしても通学路、生活

### 問

道路が優先になっている。道路環境の向上を図るには、年次毎の整備計画策定が必要では。

### 建設 水道 課長

区長、地元から要望があった路線については、年次計画を立て、事業に取り組んでいる。

### 問

本町の農産物イチゴはふるさと納税寄付事業に大きく貢献している。特に、道路舗装未整備農道等は、農産物の傷み防止による品質低下防止のためにも、ふるさと納税寄付金を活用しての整備も望まれるが。

### 建設 水道 課長

農道整備の財源として充当することも有効な手法の一つだと考えられるが、制度運用上の可能性の在り方や課題もあり、難しい。





益田 隆一 議員



## 外国籍雇用の懸念点及び町内居住支援策の提案

# 一 質

### 答

町外居住増を見据え、町内居住支援を人材確保・定住促進の要とし、職員をまちづくりの原動力とする。

### 問

本町職員採用試験の受験資格では外国籍の方

も受験可能とされているが、公権力行使や情報管理に関するリスクも懸念される。外国籍職員の任用について、町の考えを伺う。

### 町長

公権力の行使や政策形成に関わる職務は日本国籍者に限られるが、それ以外の職務は自治体が判断可能とされている。本町では外国人であることのみを理由に排除せず、職務の性質に応じて合理的に区分し適切に任用する方針である。今後も、法令を遵守しつつ、公平性と透明性を確保し、優秀な人材を広く活用するとともに、多文化共生の理念を町政運営に反映させていく。

### 問

福岡県内のみならず全国的に、自治体職員が勤務先

以外に居住する傾向が広がっている。そこで本町における職員の町内外別の居住状況、年代ごとの割合、さらに住居手当の支給額について伺う。

### 総務課長

8月末現在、正規職員113名のうち町内居住は53名(46・9%)、町外居住は60名(53・1%)。若い世代ほど町外居住が多い傾向。住宅手当は月額上限2万8000円、町内6名に計14・2万円、町外14名に計35・7万円を支給し、法令に基づき適正に運用されている。



### 問

現状は大木町職員の半分以上は町外居住という現状

であり、利便性や家庭事情、広域通勤の一般化が背景にある。一方で地域との接点や災害対応に課題も懸念される。町内外それぞれの強みを生かし、信頼を支える仕組みづくりが必要。外部視点の活用や職員バランスの方策を問う。

### 副課長

広域道路網整備や生活多様化で町外通勤職員が増加しており、本町でも同様の傾

### 問

町内に住む職員は日常的に住民感覚を肌で感じ、災害時も迅速に対応できる一方、私生活との境界が曖昧となり負担も大きい。近年は住所要件を緩和する自治体も増え、人材確保や交通網の発達により町外居住の職員が増加傾向にある。試算では30年後に町外居住が88%に達する可能性もある。町外職員は広域的な視野や外部ネットワークを強



みと、町内職員は地域即応性を強みとする。双方の立場を公平に支える仕組みづくりが必要であり、私は町内職員

### 町長

町内居住の職員は、地域との密接な関係性や災害時の

への地域貢献手当、代替休暇制度、災害即応ポイント、家族支援の4点を提案する。これにより愛着や誇りを育み、新規採用促進や災害対応力強化にもつながる。支援制度導入を提案する。

### 意見

時代の変化により公務員の在り方も制限がかかる。多様性を求められる一方で、守るべき文化や価値観もある。小さな町だからこそ将来を見据え、町の方向性を明確にし、町民を最優先に据えた対策を講じることが大切だと考える。

# 般 問

## 学校体育館への空調設置を



ますだ 益田 とみひろ 富啓 議員

答 アクションプランの中で検討していく



### 問

地球沸騰化で高温の夏が長くなってきているが、学校体育館の使用に支障は生じていないか。

### 教育 長

全校児童が一堂に会する全校朝会の体育館実施を断念し、空調設備のある多目的室で学年を分けて実施している。体育の授業を、比較的气温の低い朝の時間帯に急遽変更したり、時間短縮や活動内容を変更することもある。教育活動や学校行事に様々な制約が生じている。

### 問

夏場の熱中症対策や、防災機能の向上という観点からは、学校体育館は総合体育館と同等以上に空調設置の必要性が高い。国の補助も、令和15年度まで実質的な自治体負担を25%に引き下げているが、町の考えは。

### 町長

小学校体育館への空調設備導入は、多額の費用や維持管理コストを伴う大規模な事

### 意見

業であり、町の行政経営改革基本計画・アクションプランにおける「課題項目」として早急に位置づける。今後、事業内容の方向性を整理し、公共施設等のファシリテイマナジメント計画に追加し、整備計画を推進する。

### 意見

先行事例を調査し、一日も早く、町内全ての体育館に空調が設置されることを強く期待する。

### 水泳授業について

### 問

安全確保のための見守り体制の課題や、施設の老朽化、さらには近年の猛暑による影響も顕在化し、このままの形で水泳授業が継続できるのか不安の声が上がっている。以前に比べ、水泳授業は縮小していないか。

### 教育 長

町内の小学校では、1年生が10時間、2～6年生が8時間、中学校では各学年12時間を確保しており、水泳授業の縮小は行っていない。

### 問

学校プール建設後の経過年数と、建て替えの考えは。

### 教育 長

大溝小学校が64年経過、木佐木小学校と大荒小学校が61年経過、大木中学校が53年経過している。現時点で、授業が実施できないような運営上の支障は生じていない。また、建て替えには多額の費用(屋外プールで2億円超、屋内プールで10億円超)が必要となるため、財政状況や、他の大規模改修事業との優先度を考慮すると、学校ごとのプール建て替えは困難である。

### 問

民間のスイミングスクールを活用していく考えは。

### 教育 長

令和8年度に、町内3小学校の水泳授業を近隣のスイミングスクールで試行的に実施し、成果と課題を総合的に判断して、それ以降の方針を決定していくことにしている。

### 問

全世代型健康増進拠点構築計画において、公営プールを建設し、子どもたちの水泳授業や町民の健康増進に結び付けていく考えはどうか。

### 町長

構築計画と公営(学校)プール問題は直接リンクしていない。本定例会において基本設計に係る委託費を計上している。その予算承認後、速やかに手続きを開始するが、この過程において住民の皆様のご意見を伺う機会を設け、併せて、議会に対しての説明責任を果たしていく。

### 意見

PFIなど民間の資本やノウハウを利用することも考える必要があるのでは。もっと将来を担う若い人たちの意見を取り入れ、みんなが納得して誇りが持てる施設整備を進めてほしい。





こが やすこ  
古賀 靖子 議員



## ハラスメントに対する職場環境整備について、町長の見解は

# 一 質

### 答

条例制定など職場環境整備は、検討し制度的対応も視野に入れていく

### 問

相談窓口を設け、マニュアルに基づき迅速に対応

一部職員に周知が行き届いていないことを踏まえ、全体研修やイントラネットでの再周知、各課での定期確認を行い、全職員がハラスメント防止の認識を共有できるように努める。

### 総務課長

### 問

ハラスメントは心身や職場環境に深刻な影響を及ぼす。本町の6月の事案を受け、議会は執行部に防止策の確認を求めた。職員への周知は研修や掲示等で行われているが、行き届いていない現状もあり、今後の周知徹底の方法を尋ねる。

福岡県議会は、都道府県で全国初となる「議会関係ハラスメント根絶条例」を制定した。県内の市議会議員から被害の訴えが、制定のきっかけである。条例施行後、議員は今年の7月で3回目の研修を受講している。

### 問

研修や周知の取組により、職員がハラスメントの定義や認識を十分に理解しているかどうかをどのようにして判断しているのか。

### 総務課長

研修実施後のアンケートや、今後予定している理解

再発防止や注意喚起も重要なので、該当者が特定されない形に配慮して公表していく。

### 総務課長

### 問

相談件数の公表は相談しやすさや抑止力につながる、今後も毎年度の公表継続を望むが担当課の見解は。

### 総務課長

過去5年間で相談は3件（セクハラ1件、パワハラ2件）あり、詳細は非公開とし人事部署で記録している。

応しているとのことだが、直近5年間の相談件数や内容の把握はしているのか。

### 問

研修に、職階別で打ち解けて話せる場やアンケート、自分の行動を振り返り理解を深めるセルフチェックなどを提案する。今回の事例を踏まえ、こうした取組で再発防止策をさらに強化するための講じ策は。

### 総務課長

職務級別研修や匿名アンケート・セルフチェックは効果的と考える。ハラスメン



度のチェックテストなどの実施、また日常業務における行動観察を通じて総合的にハラスメントの認知度の評価判断していく。

### 問

ハラスメント対策は、トップの明確な姿勢が職員の心理的安全性につながり、本町の信頼やイメージ向上にも資すると考える。そこで、条例制定など環境整備について町長の見解を伺う。

### 町長

全てのハラスメントを許さず、職員が安心して働ける環境の維持が町政と住民サービスの基盤だと考える。万一の事案には速やかに把握・対応していく。働きやすい職場づくりとして、新たな環境整備を検討し、必要に応じ条例制度対応も視野に入れていく。

### 意見

小郡市は19日、市長、副市長、教育長や、市議、市職員を対象とするハラスメント防止条例案を発表した。新たな職場環境のために、本町も取り組んでいただきたい。